

博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「大学院学則第22～24条, 第109～110条, 第115～116条」および慶應義塾大学学位規程に関する記述を補完するものである。Ⅱ 学位申請の資格, Ⅲ 学位請求論文の申請の手続きについては, 各専攻・分野においてさらに取り決められている。

I 学位の名称

文学研究科後期博士課程において授与する学位は以下の通りである（慶應義塾大学学位規程第2条）。

哲学・倫理学専攻	博士（哲学）	Ph.D. in Philosophy
美学美術史学専攻	博士（美学）	Ph.D. in Philosophy
史学専攻	博士（史学）	Ph.D. in History
国文学専攻	博士（文学）	Ph.D. in Literature
中国文学専攻	博士（文学）	Ph.D. in Literature
英米文学専攻	博士（文学）	Ph.D. in Literature
独文学専攻	博士（文学）	Ph.D. in Literature
仏文学専攻	博士（文学）	Ph.D. in Literature
図書館・情報学専攻	博士（図書館・情報学）	Ph.D. in Library and Information Science

Ⅱ 学位申請の資格

- (1) 文学研究科後期博士課程に第109条において定められた期間以上在学中の者, もしくは文学研究科後期博士課程に入学後6年未満（標準修業年限期間中における休学, 留学期間を除く）の者は「課程による博士学位」の申請資格を有する（学則115条）。
- (2) (1)に該当しない者で, 請求する学位を授与できる専攻・分野が認めた場合には, 「論文による博士学位」の申請資格を有する（学則115条）。
- (3) 博士学位請求論文の提出が許可される条件は各専攻・分野によって異なるため, その条件を満たす必要がある。
- (4) 学位申請者は, 申請する学位が課程によるものか論文によるものかにかかわらず, 各専攻・分野の定めるところに従って博士学位請求論文執筆資格審査を受けて, 合格する必要がある。

Ⅲ 学位請求論文申請の手続き

- (1) 「課程による博士学位」を申請する者は指導教授の承認, 「論文による博士学位」を申請する者は当該専攻・分野の文学研究科委員の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。
- (2) 論文の長さ, 執筆言語, 体裁等について, 各専攻・分野の指示がある場合には, それに従う。
- (3) 申請にあたっては, 学生部による「学位請求論文（博士論文）提出要領」に従い, 博士学位請求論文,

全文の PDF/A データ, その他関連書類を提出する (学位規程第 7 条)。

IV 学位請求論文の審査

- (1) 博士学位請求論文は文学研究科委員会で閲覧し, 主査による内容説明の後に受理される必要がある。
- (2) 博士学位請求論文審査委員会は, 主査 1 名と, 原則として副査 2 名以上, 必要に応じて学識確認者 1 名より構成される (学位規程第 11 条)。審査委員会の構成は博士学位請求論文が受理された後, 文学研究科委員会で承認される必要がある。
- (3) 「論文による博士」学位を請求する者は, 大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認 (「学識確認」) される必要がある (学位規程第 5 条)。
- (4) 主査は文学研究科委員であること。原則として, 副査には 1 名以上の塾外の審査委員を含むこと。義塾の名誉教授および他学部・研究科の教員は塾外副査とはみなさない。
- (5) 受理後, 1 年以内に文学研究科委員会で審査の可否が決定される必要がある。(学位規程第 10 条)
- (6) 主査は, 開催される文学研究科委員会ごとに定められた書類提出締切日までに審査報告書を提出し, さらに文学研究科委員会の席上において口頭で審査報告を行う。
- (7) 論文審査の可否は, 文学研究科委員会において, 出席している文学研究科委員全員の無記名投票によって決定するものとし, 全投票数の 3 分の 2 以上が合格とした場合に博士学位の授与が承認される (学位規程第 13 条)。
- (8) 博士学位請求論文が文学研究科委員会で受理された後の, 申請者の希望による論文訂正は認めない。ただし, 審査委員会から指示があった場合は, 当該専攻・分野の取り決めに従って, 軽微な加筆や修正に限って審査期限内に論文を部分的に訂正し, 訂正した論文で審査をうけることが認められる。その場合は, 申請者は改訂した論文あるいは正誤表を主査に提出し, 主査は審査委員会の承認を得た訂正された論文あるいは正誤表を, 審査報告書と併せて文学研究科委員会に提出し, 論文審査の可否を審議する文学研究科委員会の席上で, これに先立って訂正についての承認を求めることとする。
- (9) 博士の学位を授与された者は, 学位授与を受けた日から 1 年以内に論文の全文を慶應義塾大学の機関リポジトリにおいて公表する必要がある。ただし, やむを得ない事由がある場合には, 文学研究科委員会執行部が適当と認めた場合, 論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる (学位規程第 15 条)。

付則 この内規は, 2022 年度に受理された博士学位請求論文から適用される。

[参考資料]

大学院学則

最終改正日 2020 年 1 月 31 日

第18条～24条

第18条 ① 文学研究科に設置する後期博士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

[科目名省略]

② 文学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、文学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、文学研究科委員会が定める。

第19条 原則として各年度2科目4単位以上を3年にわたり履修し、指導教授の担当する2科目を含め、合計6科目12単位以上の授業科目を修得しなければならない。

第20条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第21条 指導教授が必要と認めたときは、他の研究科、学部、大学付設の研究所等の授業科目を履修することができる。

第22条 博士課程の修了要件は、第19条及び第109条に定める要件をみたすこととする。

第23条 ① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて文学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第24条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第109条 ① 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

② 修士課程の修了要件は、[省略]

③ 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

④ 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程 [省略]

⑤ 第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、次のように定める。

1 第3項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と読み替えて、第3項の規定を適用する。

2 第3項中「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、第3項の規定を適用する。

⑥ 第3項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文令第11号）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指

導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第110条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会が指導教授ならびに関連科目担当教授等2名以上を選んでこれに当たらせるものとし、その合否は、当該研究科委員会が判定する。

第115条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に与えられる。

- 1 大学院博士課程を修了した者
- 2 研究科委員会の承認を得て学位論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識を有することを確認された者

第116条 博士の学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第116条の2 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第116条の3 専門職学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第128条 ① 同一研究科に在学し得る最長年限は、修士課程においては4年、後期博士課程においては6年、医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程においては8年とする。

② 経営管理研究科修士課程MBAプログラムの在学年限は、2年とする

学位規程 関連する第2条、第4～18条のみ抜粋

最終改正日 2019年12月6日

第2条 ① 本大学において授与する学位は次のとおりとする。

3 博士

文学研究科

哲学・倫理学専攻	博士（哲学）
美学美術史学専攻	博士（美学）
史学専攻	博士（史学）
国文学専攻	博士（文学）
中国文学専攻	博士（文学）
英米文学専攻	博士（文学）
独文学専攻	博士（文学）
仏文学専攻	博士（文学）
図書館・情報学専攻	博士（図書館・情報学）

以下省略

第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えられる。

（論文による博士学位の授与要件）

第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」という。）された者に与えられる。

(専門職学位の授与要件)

第5条の2 専門職学位は、専門職大学院の課程を修了した者に与えられる。

(学識の確認の特例)

第6条 ① 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

② 学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしくはすべてに代えることができる。

(課程による学位の申請)

第7条 ① 第3条の規定に基づき修士学位を申請する者は、各研究科の定めるところにより学位論文を指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

② 第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

(論文による学位の申請)

第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

(審査料)

第9条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者に対する審査料は、次のとおりとする。

- 1 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出しないで退学した者 50,000円
- 2 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で前号の定め以外の者 70,000円
- 3 前2号のいずれにも該当しない者 100,000円
- 4 本塾専任教職員である者 20,000円 (医学研究科については40,000円)

(審査ならびに期間)

第10条 ① 修士および博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等の可否は、当該研究科委員会が判定する。

② 博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

(審査委員会)

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等を行うために、関係指導教授および関連科目担当教授等2名以上からなる審査委員会(主査および副査)を設置しこれに当たらせる。

(審査結果の報告・判定方法)

第12条 ① 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開陳する。

② 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試験の可否を決定する。

③ 前項の議決は、無記名投票をもって行う。

(学位授与)

第13条 ① 修士または博士の学位は、研究科委員会において学位論文の審査ならびに試験に合格した者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

② 専門職学位は、当該研究科の修了要件を満たした者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第15条 ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りではない。

② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会が適当と認めた場合、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の表示)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(慶應義塾大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第17条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てその学位を取消すものとする。

(学位記および書類)

第18条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は、別表1から別表6までのとおりとする。

以前の附則は省略

附 則 (2019年12月6日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

文学研究科学位請求論文(博士論文)提出要領

1. 学位請求論文(博士論文本体) : 製本3部+全文のPDF/Aデータ

公表条件(A~C)によって、論文の冊子形態が異なります。PDF/Aデータのファイル名は「氏名(本文).pdf」としてください。

※博士論文はインターネット上での全文公表が原則となります。

※場合によっては提出部数が1部追加となることがあります。

※既に公刊されている書物等を学位請求論文とする場合は、そちらを3部提出してください。
 出版社との契約上、全文公表出来ない場合は「C. 要約公表の場合」に該当しますので、
 添付書類①～をご提出ください。

<p>A. KOARAにてインターネット公表済みの場合 (PDF/A データは不要) バインダーなどに簡易的に綴じたもの2部+製本1部 (メディアセンター配架用)</p> <p>B. 全文公表の場合 バインダーなどに簡易的に綴じたもの2部+製本1部 (メディアセンター配架用)</p> <p>C. 要約公表の場合 製本3部 (うち1部はバインダーなどに簡易的に綴じたものでも可。製本はメディアセンターおよび国立国会図書館に配架。)</p>

2. 添付書類 ※「C. 要約公表の場合」は裏面の⑧⑨もご提出ください。

提出書類・部数	注意事項	
①博士学位論文の公表に関する申請書(所定様式) 1部	指導教員の署名捺印が必要です。インターネット公表については、「別紙 論文要約のみの公表を希望する場合の手続き」もご参照ください。	
②学位申請書 (所定様式) 1部	現住所は都道府県から番地まで明確に記入してください。	
③論文目録 (所定様式) 1部	主論文	冊数欄は 1冊 と記入 (“上・下巻”のように複数冊ある場合はその冊数分)。 主論文名が外国語の場合は、日本語の訳文を () を付して記入。
	副論文 (任意)	主論文に直接関係ある論文。主論文とともに審査の対象として提出する場合は製本されていること。提出部数は主論文に準ずる。 ※提出しない場合は記入不要。
	関連著作等 (任意)	主論文に直接関係のない論文。主論文とともに審査の対象として提出する場合は発表した論文の別刷又はその写しでもよい。提出部数は主論文に準ずる。 ※提出しない場合は記入不要。
④主論文要旨 (所定様式) 1部+PDF/A データ	<ul style="list-style-type: none"> 平均5~10枚程度です。公表条件 (A~C) いずれの場合もインターネット公表します。 <u>手書きは不可。必ずデータ入力してください。</u> PDF/A データのファイル名は「氏名 (要旨) .pdf」としてください。 主論文名が外国語の場合は、日本語の訳文を () を付して記入してください。 	
⑤英文要旨 (所定様式) 1部+PDF/A データ	<ul style="list-style-type: none"> 300語~500語程度で、事前にネイティブチェックを受け、主査が確認したものを提出してください。インターネット公表します。 著者名, 論文題目 (和文, 英文), 英文要旨を記載してください。 PDF/A データのファイル名は「氏名 (英文要旨) .pdf」としてください。 	
⑥履歴書 (所定様式) 1部	<ul style="list-style-type: none"> 氏名, 本籍の記入は戸籍通り。ただし, 結婚等により旧姓で申請を行いたい場合は, その事実が確認できる戸籍抄本を添付の上申請してください。 学歴欄は塾生・塾員は以下を参照。他大学出身者は出身大学にてご確認ください。 学部：20〇〇年3月10日卒業 (～1989年度は3/31, ～2009年度は3/23) 修士：20〇〇年4月1日入学, 20〇〇年3月23日修了 (～1989年度は3/31) 博士：20〇〇年4月1日入学, 20〇〇年3月31日所定単位取得退学 	

⑦最終学校卒業証明書 1通 ※他大学出身者のみ	論文博士による博士学位を申請する場合、他大学出身者は、 最終学校卒業証明書1通（3ヶ月以内に発行されたもの） も提出してください。
----------------------------	--

<注意事項>

- ③～⑥の「報告番号 甲乙 第 号」部分は記入不要です。
- PDF/A データは電子メール添付かUSBメモリ等に保存して提出してください（記録媒体は返却しません）。
- 氏名表記はすべての書類について同一にしてください（特に旧字体・新字体が混在しないよう注意してください）。
- 「C. 要約公表の場合」に該当する方は、追加で以下の書類をご提出ください。

提出書類・部数	注意事項
⑧要約公表理由書等 各1部	①理由書, ②根拠資料, ③全文データの情報検索用利用許諾書（こちらについては改めて連絡します）の3点を提出してください。
⑨主論文要約 1部+PDF/A データ	PDF/A データのファイル名は「氏名（主論文要約）.pdf」としてください。 博士論文の全文をインターネットで公表できない特別な場合（C. 要約公表）に限り、博士論文全文に代わり、要約をインターネットで公表します。

【学位請求論文手続の流れ】

- 1 学位請求論文、書類一式を学生部文学研究科担当窓口へ提出してください（受理申請）。
- 2 文学研究科委員会（大学院の会議体）にて受理が承認されると審査が開始されます。
 - ※ 課程博士の場合、審査料は不要です。
 - ※ 論文博士の場合は、受理申請が委員会にて承認され、審査委員会が構成された段階で請求します。
 - (1) 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出しないで退学した者：50,000円
 - (2) 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で(1)に定める以外の者：70,000円
 - (3) 上記の(1), (2)のいずれにも該当しない者：100,000円
 - (4) 本塾専任教職員である者：20,000円
- 3 審査（最長1年）
- 4 文学研究科委員会にて審査報告が行われ、合格すると学位授与が承認されます。

【書類提出先および本件に関する問い合わせ先】

窓口	慶應義塾大学 学生部学事グループ 文学研究科担当（7番）
開室時間	月～金：8:45～16:45 （一斉休業期間、その他閉室日は塾生HPをご確認ください）
住所	〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 南校舎地下1階
電話／メール	Tel: 03-5427-1555 Email: mita-bun@adst.keio.ac.jp

【学位請求論文の製本について（参考）】

- ・ 縦書き・横書きに係らず、「A4版縦」で製本してください（縦書き：右綴じ 横書き：左綴じ）。
- ・ 表紙の文字は、本文の縦書き・横書きに合わせてください。
- ・ 背文字は、日本語の場合、本文の縦書き・横書きにかかわらず縦書きとします。英字の場合は横書きとしてください。一部英単語が入る場合は、英単語のみ横書きとし、他の日本語は縦書きとしてください。
- ・ 黒表紙のハードカバーで、白文字または金文字とします。

- ・ 製本と他の書類に記載する論文題目の字体, 大文字・小文字の表記については, 統一してください。

○表紙

博士論文	20〇〇年度
論	題
慶應義塾大学大学院文学研究科	
〇〇〇専攻	〇〇〇分野
氏	名

氏名	〇〇〇専攻 〇〇〇分野	慶應義塾大学 大学院 文学研究科	博士論文 20〇〇年度	論	題

○背表紙

20〇〇	1cm
	1cm
博士論文	
	1cm
論	
題	
氏	
名	
	5~6cmのスペースをとる